

平成 30 年度串間市健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定しました、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりです。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.3	31.7
(14.18)	(19.18)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 「実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額がないことを示しています。
- 2 「連結実質赤字比率」の「—」は、連結実質赤字額がないことを示しています。
- 3 各比率の括弧内数値は、串間市の早期健全化基準を示しています。

平成 30 年度串間市資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定しました、平成 30 年度決算に基づく資金不足比率は、次のとおりです。

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
串間市水道事業会計	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
串間市病院事業会計	4. 0	令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
串間市農業集落排水事業特別会計	—	令第 17 条第 3 号の規定により事業の規模を算定
串間市公共下水道事業特別会計	—	令第 17 条第 3 号の規定により事業の規模を算定
串間市漁業集落排水事業特別会計	—	令第 17 条第 3 号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 「資金不足比率」の「—」は、資金不足額がないことを示しています。
- 2 経営健全化基準は、いずれの会計においても「20%」です。